令和3年11月5日 関税•外国為替等審議会 関税分科会 財務省関税局 特

背景

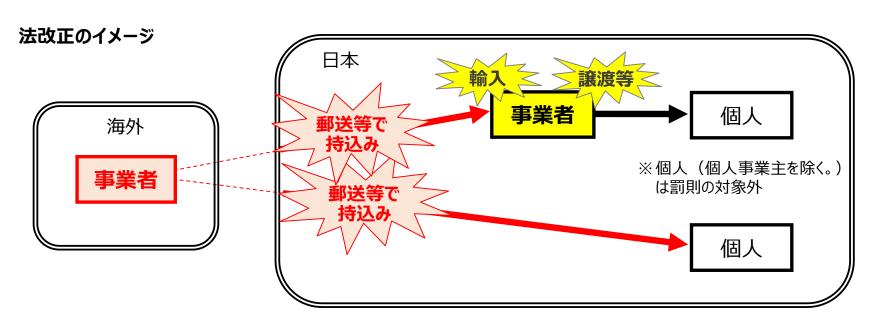
○ 近年、電子商取引の発展や、国際貨物に係る配送料金の低下等を背景に、「海外の事業者」が「国内の個人」に対し、少量の模倣品を郵便等で直接販売し、送付する事例が急増している。

課題

- 商標権・意匠権を侵害する物品は税関での没収等の対象となるが、商標権等の侵害となるのは事業性のある 行為に限られるため、個人使用目的で模倣品を輸入する行為には商標権等の侵害が成立せず、現状、こうし た輸入に係る物品は、税関での没収等の対象とならない。
 - ※「商標」とは、標章(マーク)のうち、「業として」商品を譲渡等する者(以下「事業者」という。個人事業主を含む。)が商品・役務について「使用」するものをいうことから(商標法第2条第1項第1号及び第2号)、事業者でない者(以下「個人」という。)が使用するマークや商品又は役務について使用するものでないマークは「商標」に該当せず、商標権の侵害は成立しない。
 - ※ 海外事業者の行為(国内の者に模倣品を直接販売・送付する行為)は、商標権等の侵害に該当するか商標法等の現行規定上、明らかでない。

改正内容

- 従来侵害の成否が明らかでなかった**海外事業者の行為**について、模倣品を郵送等により日本国内に持ち込む 行為が商標法及び意匠法の**侵害行為となることを明確化**し、模倣品流入に対する規制を強化した。
 - ※ なお、本改正後も、個人(個人事業主を除く。)は引き続き罰則の対象外。



改正により権利侵害行為となることを明確化する行為 改正前から権利侵害とされていた行為

	個人使用目的による模倣品の 輸入は税関で差し止められるか。 (携帯品※を除く)	備考
アメリカ	0	
EU	0	(従来)個人使用目的による模倣品の輸入が商標権侵害に該当するか、 税関で差し止められるか等について、争いがあった。 2014年、欧州連合司法裁判所判決(Case C-98/13)は個人使用目的による模倣品の輸入の事案について、EU域外の「販売業者」の行為に商標権侵害等が成立するものとして、税関差止めの対象とすることを認めた。 判決を踏まえ、EUでは、EU域外の事業者が模倣品をEU域内に宛てて送付した模倣品については、当該事業者の行為に商標権侵害が成立するものと解釈し、税関差止めの対象とされている。
日本	(→O)	個人が輸入する模倣品は商標権侵害物品に該当しないため、税関差止めの対象とされていなかった。 (税関差止めの対象としたい。) → 商標法等改正により、海外事業者が模倣品を郵送等により日本国内に持ち込む行為が商標権及び意匠権の侵害行為となることを明確化。

[※] 携帯品(ハンドキャリー)については、アメリカでは数量等の制限を超える場合に差止め対象。EUでは「業として」の性質を有する場合に差止め対象。 日本では事業者による場合に差止め対象。

外国にある者が、郵送等により、商品等を国内に持ち込む行為を商標法及び意匠法における「輸入」行為に含むものと規定することにより、当該行為が事業者により権原なく行われた場合に規制対象となることを明確化することとした。

〇 商標法

(定義等)

第二条 (略)

2~6 (略)

7 この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為が含まれるものとする。

〇 意匠法

(定義等)

第二条 (略)

- 2 この法律で意匠について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。
 - 一 意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入<u>(外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を含む。以下同じ。)</u>又は譲渡若しくは貸渡しの申出(譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。)をする行為

二•三 (略)

3 (略)

〇 施行期日

「公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日」(附則第一条第四号)

「ウィズコロナ/ポストコロナ時代における特許制度の在り方

- 産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会 」報告書(令和3年2月公表)抜粋
- ○・・・・一方で、特許権は、商標権・意匠権と異なり、1つの製品・部品において多数の特許発明が用いられている場合があり、その場合、製造事業者等が他者の特許権を侵害しないよう十分に注意を払っていても、多数の特許権を網羅的に調査することは非常に困難であるため、意図せず他者の特許権を侵害してしまうおそれがある。また、特許権は、外観で判断することが容易でない場合が多く、故意ではなくても他者の特許権を侵害してしまう可能性があり、その場合であっても税関において被疑侵害品として差し止められるおそれがあるという懸念が示された。
- ○・・・・また、税関における特許権及び実用新案権侵害品の差止めを行うことはあるが、商標権侵害品に比べて輸入差止件数及び輸入差止点数が少ないことから、<u>現時点では、商標法等と比較すれば、特許法及び実</u>用新案法に同様の改正を行う必要性が乏しく、十分な調査や検討を要するのではないか、との意見があった。
- ・・・・特許法及び実用新案法に関する同旨の改正の必要性については、特許法等の解釈にかかる判例・学説の進展や今後の税関における特許権侵害品及び実用新案権侵害品の差止状況等を注視した上で、引き続き議論を深めていくことが適当である。

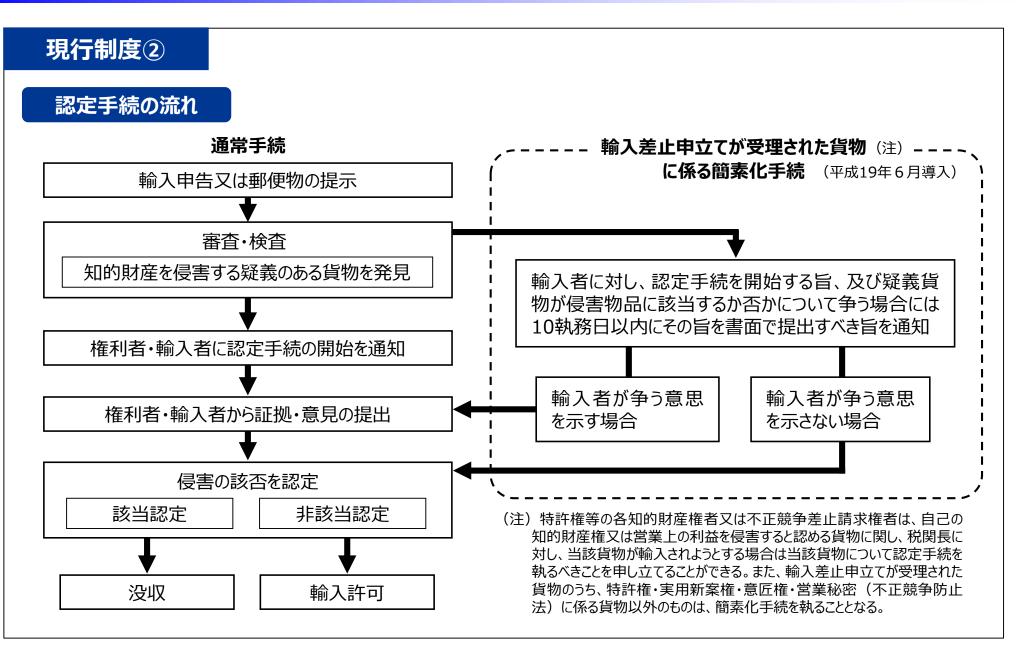
現行制度①

輸入してはならない貨物

- 商標権等の知的財産権を侵害する物品及び形態模倣品等の不正競争防止法に違反する物品(以下「侵害物品」という。)は、関税法上の「輸入してはならない貨物」として、税関での取締対象となっている。
- 商標法等の産業財産権法においては、事業性のない者により輸入される模倣品は、商標権等を侵害する物品に該当しないため、税関での取締対象となっていない。
 - ※ 産業財産権法とは、特許法、実用新案法、意匠法及び商標法をいう。
 - ※ 関税法上の侵害物品の範囲は、関係省庁が所管する各知的財産法において規制されている輸入行為に係る侵害物品の範囲と同一。

認定手続

- 税関長は、模倣品等の知的財産を侵害する疑義のある貨物を発見した場合、認定手続を開始し、商標権者等の権利者及び輸入者それぞれから提出された証拠等に基づき、侵害物品であるか否かの認定を行う。
- 認定手続を開始する際、税関長は、権利者及び輸入者に対し、認定手続が執られた貨物(以下「疑義貨物」という。)が侵害物品に該当するか否かについて証拠等を提出できる旨の通知を行う。



現行制度③

没収·罰則

- 税関長は、認定手続を経て、疑義貨物が侵害物品に該当すると認定した場合には、当該貨物を没収することができる。また、侵害物品に該当する貨物を輸入した者は、関税法で定める罰則の対象となる。
 - ※ 商標法等においては、事業性のない者による標章の使用等は侵害行為に該当しないことから、事業性のない者による模倣品の輸入は罰則の対象 とならない。

改正の必要性①

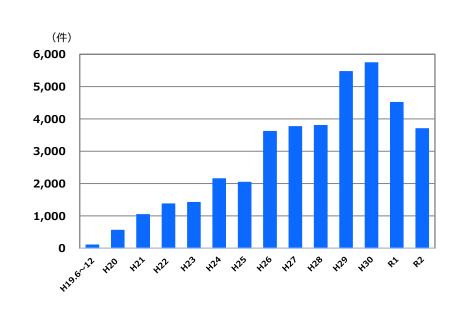
○ 越境電子商取引の進展に伴い、海外の事業者と日本国内の個人との間の直接取引による模倣品(特に商標権関連)の輸入が増加しているところ、事業性のない者により輸入される模倣品(いわゆる個人使用目的で輸入される模倣品)は、税関での取締対象となっていない。

(参考) 近年、税関の認定手続において、模倣品(特に商標権関連)を輸入しようとする者からの個人使用目的の輸入である旨の主張が増加。

○ 令和3年度関税改正に係る本審議会答申においては、「商標法等の改正が行われた場合には、その施行と同時に、(中略)税関で水際取締りを実施することが必要であるため、必要な制度改正について速やかに検討することが適当である。」とされている。

簡素化手続における争う旨の申出の推移

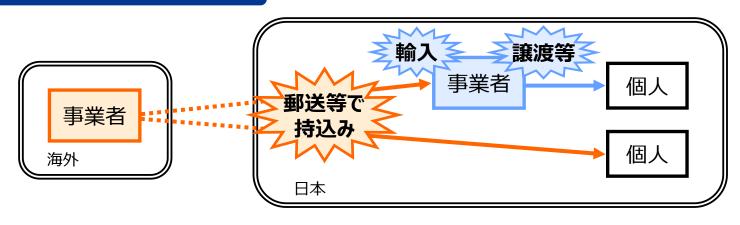
- 令和2年における認定手続開始件数は、34,128件。
- そのうち、令和2年における争う旨の申出件数は、3,696件。
- 個人使用目的の輸入である旨の主張が大半を占める。

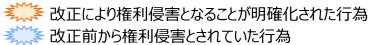


改正の必要性②

- 本年5月に成立・公布された特許法等の一部を改正する法律による改正商標法及び意匠法において、海外の事業者が模倣品を郵送等により日本国内に持ち込む行為について、権利侵害行為となることが明確化された。(施行日は、公布の日から1年6月を超えない範囲内で政令で定める日。)
- 本年7月に決定された知的財産推進計画2021 (知的財産戦略本部決定)においては、「商標法・意匠法において、海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為を商標権等の侵害と位置付ける改正案が国会で成立し、公布されたことから、その施行と同時に、当該侵害に係る物品に対して実効性のある水際取締りを実施できるよう、関税法等の改正を含めて検討の上、必要な措置を講じる。」とされている。

改正商標法及び意匠法の概要





- ※ 個人(個人事業主を除く。)は罰則の対象外
- ※ 旅客の携帯品については従来の取扱いと同じ

検討を要する事項①

○ 改正商標法等で権利侵害となることが明確化された行為に係る物品について、税関における水際取締りの対象とするため、当該物品を関税法の輸入してはならない貨物に位置付けるとともに、認定手続の対象とする(以下「新規規制」という。)場合において、以下の点について検討する必要がある。

(1)輸入者に対する罰則の整理

- 関税法第109条第2項は、商標権等を侵害する物品を輸入した者に対する罰則を規定している。
- 改正商標法等では、新たに海外の事業者が郵送等により持ち込んだ模倣品についても商標権等を侵害するものとされた。この場合、輸入した者が事業性のない者であっても、当該模倣品は商標権等を侵害する物品となる。
- 一方、**事業性のない者の行為**については、現行と同様、改正後の規定においても**商標の使用等に該当せず、商標権等の侵害は成立しない。**
- このため、商標権等を侵害する物品を輸入した者のうち、**事業性のない者については、商標権等を侵害する者には該当せず、商標法等において、罰則の対象とされていない**(商標法第78条、第78条の2、意匠法第69条、第69条の2)。
- 以上を踏まえれば、当該者に関税法の規定により刑罰を科すことは適切ではない。

検討を要する事項②

(2) 輸入者が疑義貨物について侵害物品に該当しない旨を主張する場合の手続規定

- 現行制度に係る認定手続においては、輸入者が疑義貨物について侵害物品に該当しない旨を主張する場合に、税関長が当該輸入者に証拠の提出を求めることができる規定は設けられていない。
- 新規規制を実施するに当たって、その認定手続においては、税関長は**海外の仕出人に事業性があるか否かを認定しなければならない**ことから、**新規規制の実効性の確保のためには、仕出人の事業性に係る証拠を入手する必要**がある。
- この場合、通常、新規規制に係る疑義貨物を輸入しようとする者は、仕出人に係る証拠を入手することが可能であり、当該証拠を税関に提出することは、過度な負担ではない。さらに、それにより、疑義貨物が侵害物品に該当しないと認定され、輸入が許可されれば、輸入者利益の確保にも資する。
- また、現行制度においても、税関長が侵害該否の認定を適切に行うための判断材料を輸入者から十分に得られない場合があり、税関長が当該輸入者に対して、証拠の提出を求めることができるようになれば、制度の実効性及び輸入者利益の確保が可能となる。
- したがって、**認定手続一般において、税関長が輸入者に対して証拠の提出を求めることができるようにすることが望ましい**。

改正の方向性

- 改正商標法等で権利侵害となることが明確化された行為に係る物品を、関税法の輸入してはならない貨物として規定するとともに、認定手続の対象とすることとする。
- 改正商標法等で権利侵害となることが明確化された行為に係る物品を輸入した事業性のない者は、関税法 上の罰則の対象としないこととする。
- 認定手続一般において、疑義貨物を輸入しようとする者が、当該物品が侵害物品に該当しない旨を主張する場合に、税関長が当該者に対して、その旨を証する書類の提出を求めることができるよう、規定を整備することとする(注)。
 - (注) 提出を求める書類の種類は、通達等で例示する予定。